

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスを重要課題と認識しており、透明性の高い健全なコーポレートガバナンス体制の整備及び企業倫理の構築に向け、鋭意改善努力を行っています。また、遵法の精神に基づき、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指しています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大塚商会	40,808	45.98
日商エレクトロニクス株式会社	11,900	13.40
喜多伸夫	2,759	3.10
野村證券株式会社	1,289	1.45
富士通株式会社	1,100	1.23
稲畑産業株式会社	1,000	1.12
日本電気株式会社	800	0.90
大塚厚志	800	0.90
前田祐造	459	0.51
日本ヒューレット・パッカード株式会社	400	0.45

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田中 修	他の会社の出身者		○	○		○	○		○	
福田 敬	他の会社の出身者			○					○	
藤枝 純教	他の会社の出身者				○	○			○	
岡崎 隆	他の会社の出身者			○		○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
田中 修	株式会社大塚商会(主要株主)の上席執行役員	株式会社大塚商会において幅広いIT関連事業の経験があり、社外取締役として当社の事業に対し、的確な助言をいただけるものと判断しています。 なお、株式会社大塚商会とは取引関係は緊密な関係にありますが、資金調達面や事業運営面での制約はなく、取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しており、社外取締役としての独立性は確保されています。
福田 敬	日商エレクトロニクス株式会社(主要株主)の常勤顧問役、当社独立役員	IT業界において経営の経験が豊富であり、社外取締役として当社の経営に対する的確な助言をいただけるものと判断しています。 同氏は、過去、日商エレクトロニクス株式会社(主要株主)の業務執行者でした。しかしながら、現在は同社の常勤顧問役であり、会社法施行規則に規定する業務執行者ではありません。また、同氏はIT業界における豊富な経営経験と幅広い知見を有され、客観性と中立性を重視される社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、一般株主との利益相反を生ずるおそれはないと判断しています。 なお、当社と同社は2010年12月期において商品等の販売取引はありますが、金額は少額であり、重要性は低いと判断しています。また、取締役6名のうち同社の関係者は2名ですが、取締役会の独立性を阻害するものではないと判断しています。
藤枝 純教	グローバル情報社会研究所株式会社等の役員、当社独立役員	IT業界において経営の経験が豊富であり、社外取締役として当社の経営に対する的確な助言をいただけるものと判断しています。 また、同氏と当社との間には特別な利害関係等は存在せず、加えてグローバル情報社会研究所株式会社等と当社との間には、資本関係及び取引関係がないことから一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断しています。

岡崎 隆	日商エレクトロニクス株式会社(主要株主)の営業統括部長	日商エレクトロニクス株式会社においてIT業界への豊富な営業経験があり、客観性と中立性を重視される社外取締役として、助言・提言を行っていただけると判断しております。 同氏は、現在、日商エレクトロニクス株式会社の社員であります。なお、当社と同社は2010年12月期において商品等の販売取引はありますが、金額は少額であり、重要性は低いと判断しています。また、取締役6名のうち同社の関係者は2名ですが、取締役会の独立性を阻害するものではないと判断しています。
------	-----------------------------	--

その他社外取締役の主な活動に関する事項 **更新**

2010年12月期においては、田中修氏は開催された取締役会18回のうち15回出席し、幅広いIT業界の経験から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を適宜行っています。  
 福田敬氏は開催された取締役会18回のうち18回全てに出席し、幅広いIT業界の経験から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を適宜行っています。  
 藤枝純教氏は開催された取締役会18回のうち14回出席し、幅広いIT業界の経験から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を適宜行っています。  
 岡崎隆氏は、2011年3月23日の定時株主総会で取締役に選任されました。

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取し、四半期レビュー結果及び期末監査の結果報告を受けるとともに、必要に応じて適宜意見交換を行い、相互連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めています。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室は、年次監査計画に基づき業務活動全般にわたる監査を実施しており、監査結果は、代表取締役及び監査役に報告され、改善指導を実施しております。監査役と内部監査室は緊密に連携をとっており、会計監査人との情報共有を図るなど効果的な三様監査の実現に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 <b>更新</b>	2名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
古畑 克巳	公認会計士					○			○	
齋藤 哲男	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
古畑 克巳	株式会社fellow等の役員、当社独立役員	公認会計士としての豊富な経験と専門的見識により、客観的かつ公正な判断をいただけるものと考えており、また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はないこと、また同氏が代表を務める株式会社fellowとは資本関係及び重要な取引関係もなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないものと判断しています。
齋藤 哲男	株式会社ワークソー等の役員、当社独立役員	豊富な監査経験及びビジネス経験があり、幅広い見識により客観的かつ公正な判断をいただけるものと考えており、また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はないこと

と、また同氏が代表を務める株式会社ワークソーとは資本関係及び取引関係もなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないものと判断しています。

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

2010年12月期においては、古畑克巳氏は開催された取締役会18回のうち18回全てに出席し、また、監査役会21回のうち21回全てに出席し、公認会計士としての専門的な見地から発言を適宜行っています。  
齋藤哲男氏は、2011年3月23日の定時株主総会で監査役に選任されました。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

業務遂行に対する士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することを目的としています。

ストックオプションの付与対象者

更新

社内取締役、社内監査役、従業員

### 該当項目に関する補足説明

業務遂行に対する士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することを目的としています。

## 【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、決算短信、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

### 該当項目に関する補足説明

更新

2010年12月期における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりです。  
取締役を支払った報酬の総額 43,080千円(うち社外取締役1名に5,400千円、残り2名は無報酬)  
監査役を支払った報酬の総額 15,102千円(うち社外監査役2名に15,102千円、残り1名は無報酬)  
計58,182千円

なお、取締役を支払った報酬の総額には、子会社からの報酬1,536千円及び日商エレクトロニクス株式会社との「役員の業務委託に係る基本協定」に基づき同社に支払った業務支援料1,800千円を含んでおりません。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会は、経営企画部長及び人事総務部長が事務局となり、取締役及び監査役に対し、決議事項及び報告事項等に関する資料を事前配布するとともに、社外取締役及び社外監査役から問合せがあった場合には事務局で迅速に対応する体制としています。常勤監査役は、年初に監査計画を取締役会で説明するとともに、必要に応じて社外取締役へ報告しています。

また、監査役会において、常勤監査役から社外監査役に対して「経営会議」、「部長会議」等での討議内容、内部監査室の活動状況の報告を行い、必要に応じて部門の責任者から必要な情報を得る機会を設けることで、社外監査役による会社の状況把握が的確に行える体制としています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

更新

<コーポレート・ガバナンス体制の選択理由>

会社の価値を最大化するには、経営者が健全且つタイムリーでスピーディな意思決定を行い、それに基づき業務執行を行うことが基本です。また、それらを監督する機関が必要であり、そこにコーポレート・ガバナンスの必要性があると認識しています。

当社は、執行役員制を導入し、業務の執行機能と監督機能を分けています。その監督機能を実施するためには、社外において十分な経営経験と見識を有した社外取締役に担っていただく事が最善と考え、取締役会の構成は6名中4名を社外取締役とする体制としています。

また、当社は監査役制度を採用し、3名中2名が社外監査役であり、透明性を高めています。  
当社は、2011年3月23日付けで、取締役及び監査役が、職務を遂行するにあたり、期待される役割を充分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、法令の範囲内で、取締役及び監査役の責任を免除できる旨を定款に定めております。

<会計監査人の情報>

会計監査人の名称は、新日本有限責任監査法人であり、2010年12月期において支払った報酬は24百万円です。

<監査の状況>

監査役が行う業務監査に加えて、会計監査については、独立した会計監査人である新日本有限責任監査法人が当たっています。当社の会計監査を執行した公認会計士は、指定有限責任社員、業務執行社員である秋山賢一氏及び向井誠氏です。

なお、両氏とも継続監査年数は7年以内です。当社の会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士2名、会計士補1名、その他6名です。

<社外取締役に係る事項>

社外取締役の役割は、経営者が会社運営において十分な検討の上で意思決定をしたのかどうか、重要な案件について議論が尽くされたうえで決定されているのかを監督することと考えています。各社外取締役の選任理由については、【社外取締役の選任状況】、【当該社外取締役を選任している理由】欄に記載していますので、参照ください。

<監査役機能強化に係る取組み状況>

【監査役と会計監査人の連携状況】、【監査役と内部監査部門の連携状況】、【社外監査役のサポート体制】及び【社外監査役の選任状況】の欄を参照ください。

<独立役員の確保状況>  
独立役員4名を確保しています。

<役員報酬>  
取締役報酬については、株主総会の決議に基づく限度内において、取締役報酬規程に基づき決定しています。監査役報酬については、株主総会の決議に基づく限度内において、監査役全員の同意のうえ監査役会において決定しています。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2011年の第14期定時株主総会においては、開催日の16日前である3月7日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第14期定時株主総会の開催日は、2011年3月23日でした。
電磁的方法による議決権の行使	中央三井信託銀行株式会社が運営する議決権行使専用Webサイトを通じた議決権行使を受け付けています。
その他	当社ホームページ( <a href="http://www.sios.com/ir/">http://www.sios.com/ir/</a> )に招集通知を掲載しています。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回定期的に開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ( <a href="http://www.sios.com/ir/">http://www.sios.com/ir/</a> )に決算短信、決算説明会資料、その他適時開示資料等を掲載しています。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員・社員の一人一人が、法令の遵守のみでなく、高い倫理観と使命感をもって業務を遂行することを目的として、「行動規範」を制定しています。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、役職員の行動規範を設け、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めています。この徹底を図るため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令を遵守し、社会倫理に則った行動となっているかを役職員全員に教育・啓蒙します。
- 2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告します。
- 3) コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、コンプライアンス部を直接の情報受領者とする公益通報者保護規程を制定し、その規程に基づき運用します。
- 4) これらの活動は、同委員会より定期的に取締役会及び監査役に報告します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切に保存し管理することとし、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、製造・販売物責任リスク、商標・著作権侵害リスク、与信リスク、流動性リスク、システム障害リスク、ビジネスオペレーションリスク及び災害リスク等の様々な業務の運営に係る種々のリスクに対処するため、それぞれの部門において、リスクの識別、評価、管理を行い、適宜モニタリングを行い充実に努めます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、役職員が共有する全社的な目標として年度予算を策定し、業務執行を担当する取締役及び執行役員は、目標達成のために注力しています。また、目標達成の進捗管理状況は、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議並びに取締役会による月次業績レビューを行い、必要な審議又は決定を諸規程に基づき行います。
- 2) 取締役及び執行役員は、委任された事項について、組織規程及び職務権限規程等の一定の意思決定ルールに基づき業務を執行しており、取締役会は業務執行の効率化のため、随時必要な決定を行います。

### 5. 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導しています。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容(使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等)については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項やその経過報告が必要な事項について、速やかに監査役に報告します。また、監査役が職務の執行に必要な情報の提供を求めた場合には、速やかに対応します。

### 8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役会は年間の監査計画を策定し、取締役会に報告するとともに、当該監査の実効性の確保のための必要な施策の実施を取締役及び取締役会に対して求めることができるものとしています。また、取締役は、監査計画に基づく監査が効率的に実施されるよう、必要に応じて担当部署に対して指示を行います。
- 2) 当社の監査役の過半数は社外監査役とし、監査役会の独立性及び透明性を確保します。また、監査の実効性を確保するため、代表取締役社長との意見交換、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努めます。

### 9. 反社会的勢力排除に向けた体制

#### 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令、社会的規範等の遵守を謳ったコンプライアンス規程を制定し、また、役職員の行動指針を設け、反社会的勢力及び団体との関係遮断を掲げ関係排除に取り組んでいます。

#### 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え企業活動の健全な発展を阻害する反社会的勢力や団体との関係を完全に遮断し、不当な要求には応じないことを明示しています。また、日常の管理はコンプライアンス部が担当しています。

### 10. 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うため、内部統制基本方針書において、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための基本的な方針の設定、方針の展開、内部統制の整備・運用及び評価における全社的な管理体制、日程、手続きに関する人員及びその編成並びに教育・訓練の方法等を定めています。

## V その他

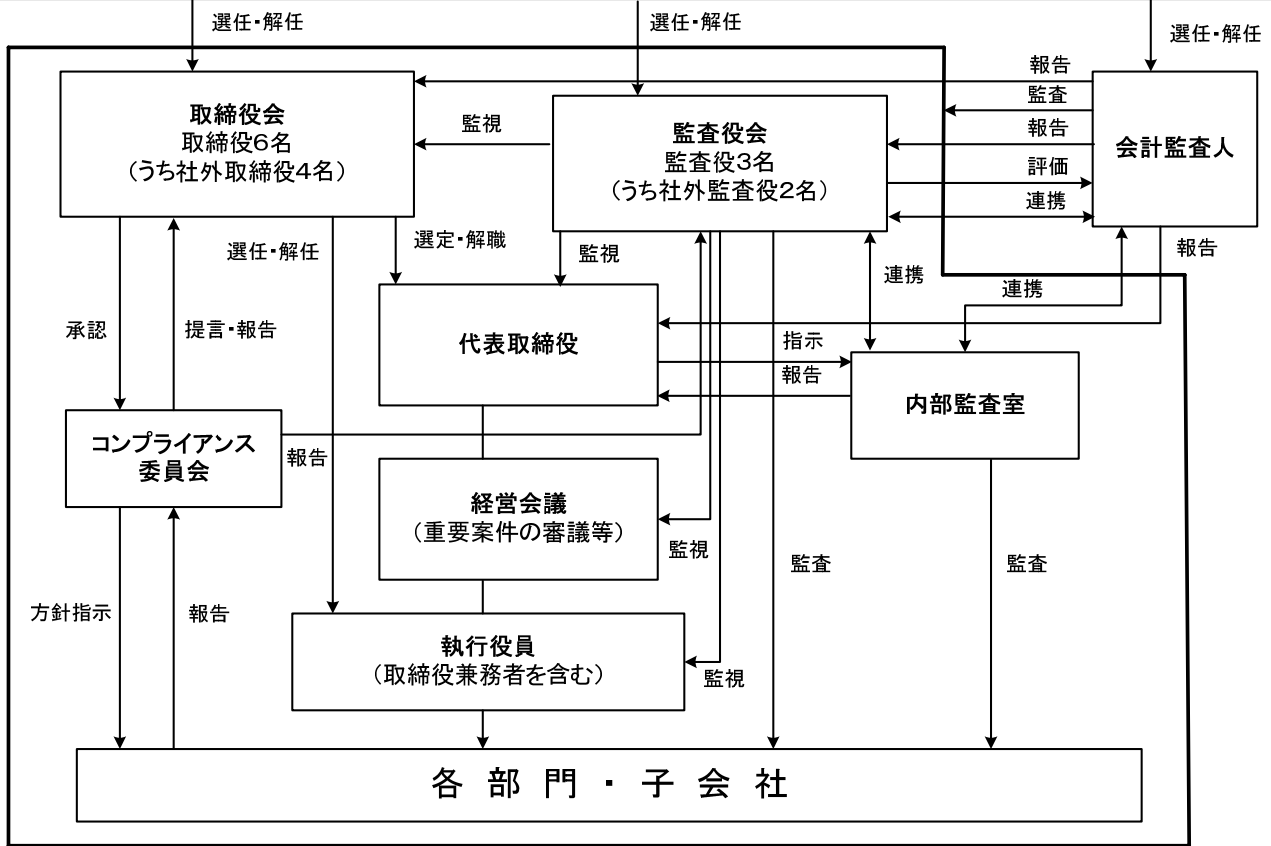
### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

# 株主総会



## 適時開示体制の概要

### 1. 適時開示に関する基本方針

当社は、株主・投資家の理解を促進し適正な評価を得るために、会社法、金融商品取引法、その他の法令及び株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に従い、当社の経営・業務の状況に関する会社情報を適時・適切に開示することを基本方針としています。

### 2. 適時開示に係る社内体制及び手続き

当社は、会社情報の適時開示に係る担当部署を財務経理部及び経営企画部とし、情報取扱責任者を財務経理担当執行役員としており、各部署・各子会社と連携した情報集約を図り、適時開示業務を実施します。

また、会社情報を①決算情報、②決定事実、③発生事実、④その他の情報に区分し、それぞれ以下のとおりに対応します。

#### ①決算情報

決算情報については、財務経理部が決算財務数値を作成・確認し、会計監査人による監査後、決算に関する取締役会での承認を受けて開示手続きを行います。

また、年次予算の進捗状況や業績予想等に基づき、取締役会で開示基準に該当する業績予想の変更が決議された場合においても直ちに開示の手続きを行うこととしています。

#### ②決定事実

重要な決定事実は、取締役会で決議しています。当社では、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しています。取締役会の承認後、直ちに情報取扱責任者が財務経理部及び経営企画部に指示し、開示の手続きを行うよう努めています。また、開示資料の作成に際しては、必要に応じて会計監査人及び弁護士等によるアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示するよう努めています。

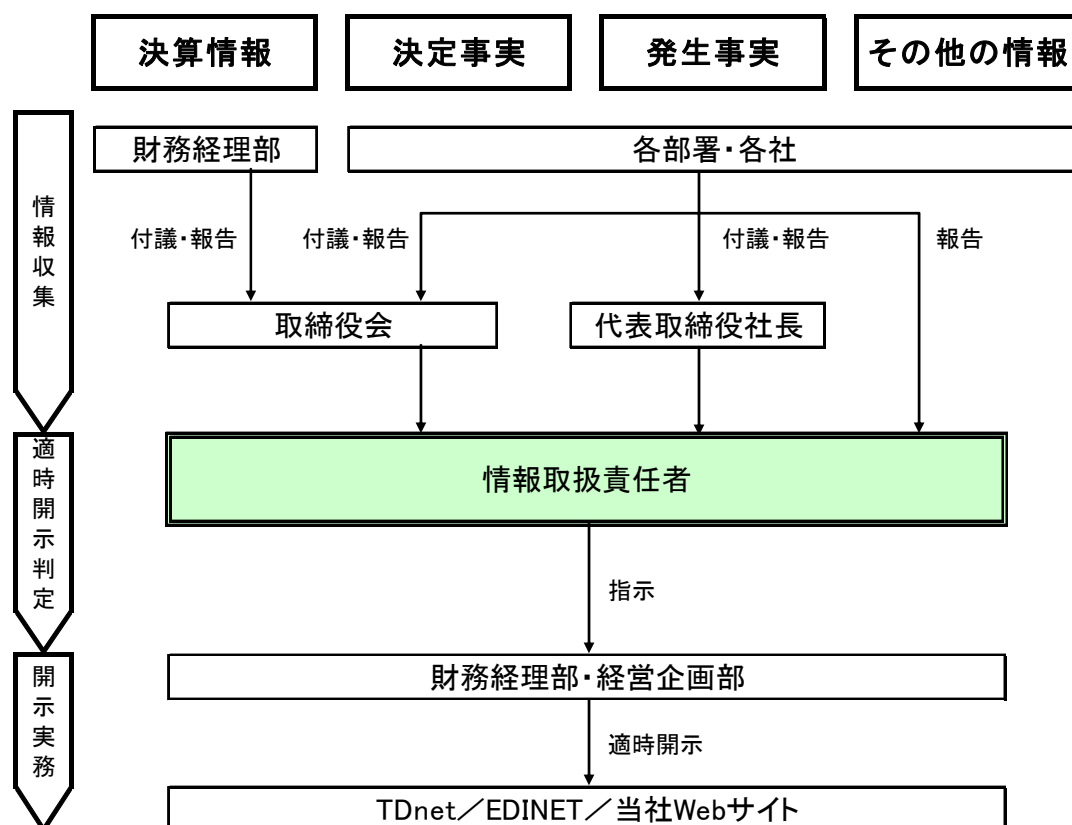
#### ③発生事実

重要な発生事実は、各部署や各子会社から取締役会（緊急の場合は代表取締役社長）及び情報取扱責任者に報告されます。情報取扱責任者は、必要な情報・資料を収集し、事実関係を迅速に把握し、集約した情報が重要な発生事実に該当するかを判断し、開示が必要となる場合には、直ちに財務経理部及び経営企画部に指示し、開示の手続きを行うよう努めています。また、開示資料の作成に際しては、必要に応じて会計監査人及び弁護士等によるアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示するよう努めています。

#### ④その他の情報

その他の情報（情報セキュリティ情報、コーポレートガバナンス情報等）については、発生事実と同様の体制にて開示の手続きを行うこととしています。

<適時開示体制>



3. 適時開示体制のモニタリング

代表取締役社長及び内部監査室が、情報管理責任者及び開示実務部署（財務経理部・経営企画部）による適時開示が適切であるかどうかを定期的に確認しています。また、監査役が厳正な監視を実施しており、取締役会等の重要な会議への出席、契約書等の重要書類の閲覧、情報管理責任者及び開示実務部署（財務経理部・経営企画部）へのヒアリングを随時実施することで適時開示体制のモニタリングを行っています。

以上